

社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施規程第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 本会の広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

第3条 本基準により本会が広告を審査する場合には、本基準の文言のみに基づき一義的な解釈・適用をするのではなく、関係法令等の規定や市民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮したうえで、広告媒体の性質に応じて、合理的かつ柔軟な解釈・適用を行うものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第4条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関する業種
- (5) ギャンブルにかかるもの
- (6) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている

業種や事業者

- (7) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (8) 占い、運勢判断に関するもの
- (9) 興信所、探偵事務所等の業種
- (10) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (11) 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
- (12) 各種法令又は条例に違反しているもの

(掲載基準)

第6条 次の各号に定めるものは、広報媒体に掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - キ 社会的に不適切なもの
 - ク 国内世論が大きく分かれているもの
 - ケ 本会の事業の円滑な遂行に支障をきたすもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から、適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現
例示：「世界一」「一番安い」等（掲載に際しては、根拠となる資料を要する。）
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例示：「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種・商法・商品

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ 国、地方公共団体、その他本会を含む公共の機関等が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から、適切でないものとして次のいずれかに該当するもの

ア 広告の内容と無関係で必然性のない水着姿又は裸体姿なもの。ただし、出品作品の一例など、表示する必然性がある場合には、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現

エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの

オ ギャンブル等を肯定するもの

カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(ホームページに関する基準)

第7条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているWebサイトの内容についてもこの基準を適用する。

2 他のWebサイトを集合し、情報提供することを主たる目的とするWebサイトで、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会有料広告掲載事業実施規程及びこの基準、その他本会の定める広告に関する規定に反する内容を取り扱うWebサイトを閲覧者に斡旋又は紹介しているWebサイトの広告は掲載しない。

(業種ごとの基準)

第8条 本会は、掲載の都度、別表に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表示内容等を審査する。不適当な内容である場合は、広告主に対して内容の訂正又は削除を指示する。

2 広告主が前項の指示に対して正当な理由がなく、その指示に応じないときは当該広告を掲載しない。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成23年12月19日から施行する。

別表

番号	業 種	基 準
1	人材募集広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘や斡旋の疑いのあるものは掲載しない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2	語学教室等	安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。 例示：「1ヶ月で確実にマスターできる」等
3	学習塾・予備校等（専門学校を含む）	(1) 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。 (2) 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは記載しない。
4	外国大学の日本人学校	当該大学は、日本の学校教育法に定める大学でない主旨を明確に表示する。
5	資格講座	(1) 受講する資格の内容を明記すること。あたかも国家資格であるといった誤解を招くような表現は使用しない。具体的には次の主旨を明確に表示すること。 例示：「この資格は国家資格ではありません。」 (2) 講座受講だけで国家資格が取得できるような誤解を招く表現は使用しない。具体的には次の主旨を明確に表示すること。 例示：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としたものは掲載しない。

		い。 (4) 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのよう に誤認される表示はしない。
6	病院、診療 所、助産所	(1) 広告できる事項は、医療法第69条又は第71 及び獣医療法第17条の規程の範囲内で表示する こと。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較し て優良である旨の表示をしてはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広 告を行ってはならない。 (4) 写真については、病院の全景や当該医療機関が 保有している医療設備、機器の写真等、医療に密 接に関わるものは広告できない。 (5) マークを表示することは可能であるが、そのマ ークを示す内容を文字等により併記しなければな らない。また、赤十字のマークや名称を自由に用 いることはできない。
7	施術所（あ ん摩マッサ ージ指圧・ はり・きゅ う・柔道整 復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等 に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の 規定により広告できる事項以外は、一切広告でき ない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項 は表示してはならない。
8	薬局、薬店、 医薬品、医 薬部外品、 化粧品、医 療用具（健 康器具、コ	(1) 薬事法第66条から第68条までの規定及び厚 生労働省の医薬品等適正広告基準の規定並びに各 法令所管省庁の通知等に定められた規定に反しな いこと。 (2) 医療機器については、厚生労働省の承認番号を 記載すること。

	ンタクトレ ンズ等)	(3) 次のような表示は掲載できない。 ア 最大級及びそれに類する表示 イ 効能、効果及び安心を保証する表示（使用前・後の写真、使用者の体験談、感謝の言葉等）
9	健康食品、 保険機能食 品、特別用 途食品	(1) 健康食品は、医薬品と誤認されるような効能・効果については表示できない。 例示：1日3回、毎食後3錠お飲みください。（服用に関する表示） 生活習慣病の予防に。（効果・効能の表示） 疲れ目を治します。（特定部位への効果の表示） 「延命の素〇〇」、「漢方秘伝〇〇」（医薬品と紛らわしい表示） (2) 保健機能食品及び特別用途食品については、広告内容が国及び法令により認められている表示事項の範囲を超えていないこと。かつ、法令等により定められている表示すべき事項が記載されていること。 (4) 機能性食品類は、あくまでも食品であり、医薬品的な効能、効果、成分、用法、容量などを表示することはできない。
10	介護保険法 に規定する サービス・ その他高齢 者福祉サー ビス等	(1) サービス全般（老人保健施設を除く） ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現は用いないこと。 イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 ウ その他、サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。

		例示：「袖ヶ浦市事業受託事業者」等 (2) 有料老人ホーム (1)に規定するもののほか、 ア 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示する。 イ 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 ウ 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年度公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等一般的なものとする。 イ その他利用に当たって著しく有利であると誤解を招くような表示はできない。 (4) 介護老人保健施設 介護保険法第98条の規定により広告できる事項以外は表示できない。
1 1	墓地等	都道府県知事又は市長の許可を取得し、許可年月日、許可番号及び経営者名を明記すること。
1 2	不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記する。 (3) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

		(4) 契約を急がせる表示は掲載しない。 例示：「早い者勝ち」「残り後わずか」等
1 3	弁護士、税理士、公認会計士等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
1 4	旅行業	(1) 広告主の旅行業者又は旅行業者代理業者は、日本旅行業協会又は全国旅行業協会の会員に限るものとし、登録番号、所在地、補償内容を明記する。ただし、補償については、広告内にすべて記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 (2) 不当表示に注意する。 例示：白夜でない時期の「白夜旅行」や、行程にならない場所の写真等の掲載 (3) その他広告表示について、旅行業法第12の7及び8並びに旅行業公正取引協議会の公正競争規約に反しないこと。
1 5	通信販売業	特定商取引に関する法律第11条に規定する事項を掲載しなければならない。
1 6	雑誌、週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権、プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。

		(5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
1 7	映画、興業等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) ショッキングなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与える恐れのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
1 8	古物商、リサイクルショップ等	(1) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。 (2) 一般廃棄物処理業に係る市長の許可を取得していない場合は、廃棄物を処理できる旨の表示はできない。 例示：「回収、引取り、処理、処分、撤去、廃棄」等

1 9	結婚相談所、交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること (加盟証明が必要) を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
2 0	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
2 1	募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 次の主旨を明確に表示すること。 例示：「〇〇募金は、〇〇知事の許可を受けた募金活動です。」
2 2	質屋、チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等は表示しない。 例示：「〇〇のバッグ 〇〇〇 円、航空券 東京～福岡 〇〇〇 円」等 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
2 3	トランクルーム及び貸し収納業者	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要であり、その旨を表示する。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、次の主旨を明確に表示する。 例示：「当社の〇〇は、倉庫業法に基づくトランクルームではありません。」等
2 4	ダイヤルサービス	「ダイヤルQ 2」のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
2 5	ウイークリ	営業形態に応じて、必要な法令等に基づき許可等を

	一マンション等	受けていることを確認する。
26	規制業種の企業による規制業種に関するもの以外の内容の広告	本基準第5条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。 例示：たばこ製造・販売事業者の「喫煙マナー向上のための広告」等
27	金融商品	(1) 投資信託等 ア 将来の利益が確実・保証されているような表現がないこと。また、利益について記載する場合は必ず予想に基づくものであることを明示すること。 イ 元本保証がない旨等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。 (2) 商品先物取引及び外国為替証拠金取引（FX）等 ア 監督行政庁等の許可・登録等の商品取扱いに必要な資格を持った事業者であること。なお、名称や登録番号、業界団体会員であることは必ず明記すること。 イ 安全・確実性や有利性等を強調し、投機心をいたずらに煽るものでないこと。 ウ 利益保障がないこと及び損失が生じる可能性があること等のリスクを目立つようにわかりやすく表示すること。 (3) その他の金融商品 当該金融商品の内容に応じ、本項(1)及び(2)の規定を準用する。

28	その他	表示については、次の事項に注意を要すること。 (1) 割引価格の表示 割引価格を表示する場合は、対象となる元の価格の根拠を明示すること。 例示：「メーカー希望小売価格の30%引き」等 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの 費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。 例示：「昼食代は実費負担」「入会金は別途かかります」等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主が法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任者の所在を明らかにするために代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり） 例示：「メーカー希望価格の50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等 (7) 個人輸入代業等の個人営業広告 必要な資格の取得状況や事務所の所在地等の実態を確認すること。
----	-----	---

		(8) アルコール飲料 ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。 例示：「お酒は２０歳を過ぎてから」等 イ 飲酒を誘発するような表現の禁止 例示：「お酒を飲んでいる又は飲もうとしている姿」等
--	--	---